



第74期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年2月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催
場所

大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪
4階ヴィアーレホール

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の座席間に一定の距離を設けることから、入場者の定員を50名までとし、それ以上のご入場はお断りさせていただきます。当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性があります。
- ・株主総会当日のご来場は極力お控えいただき郵送又はインターネットによる事前の議決権行使にご協力ください。
- ・ご来場の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。

ご理解とご協力の程、何卒宜しく
お願い申し上げます。

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役6名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

大阪有機化学工業株式会社

証券コード：4187



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を
2021年2月25日（木曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

2021年2月5日

代表取締役社長 **安藤昌幸**

理念体系

経営理念

わたしたちは、一人ひとりの個性を大切にし、ユニークな機能を備えた材料を提供することにより、お客様と共に社会の発展に貢献します

経営ビジョン

特殊アクリル酸エステルのリーディングカンパニーとして、グローバル市場に価値を提供する

行動指針

- わたしたちは、約束を守り、誠実に謙虚に向き合います
- わたしたちは、お互いの良さを活かし、補い合い、チームで最大限の力を発揮します
- わたしたちは、お客様のイノベーションに繋がるユニークな機能を備えた材料を提供し続けます
- わたしたちは、安全を最優先し、無事故・無災害を目指します

(一部抜粋)

キャッチフレーズ

見えないけれど、あなたのそばに

株 主 各 位

証券コード4187
2021年2月5日

大阪府中央区安土町一丁目7番20号
大阪有機化学工業株式会社
代表取締役社長 安 藤 昌 幸

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。当日ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年2月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第74期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第74期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
4頁<議決権行使についてのご案内>をご参照ください。

以 上

-
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ooc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - (3) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ooc.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



開催日時 2021年2月25日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面にてご行使いただく場合



行使期限 2021年2月24日（水曜日）
午後6時到着分まで

各議案の賛否を同封の議決権行使書用紙にご記入のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 2021年2月24日（水曜日）
午後6時まで

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>
にアクセスしていただき、
行使期限までに、各議案の賛否をご入力ください。

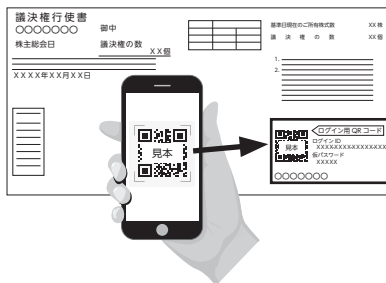
「インターネットによる議決権行使のご案内」は次頁をご参照ください。▶

インターネットによる議決権行使のご案内

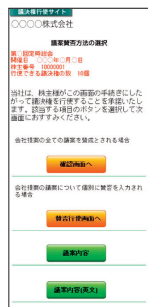
QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

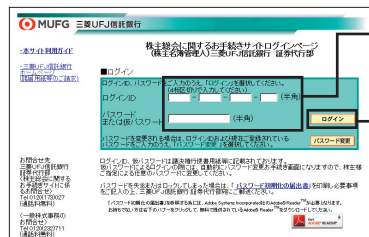
インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

※複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 郵送とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
 ※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
 ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
 ※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・パスワードを入力する方法

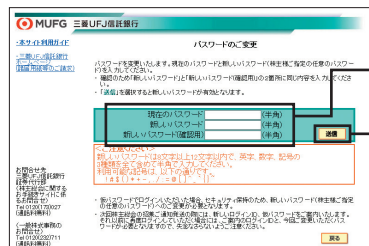
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- ① 「ログインID・仮パスワード」を入力
- ② 「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。



- ① 「パスワード」を入力
- ② 「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
 (通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第74期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金23円 総額509,492,205円
(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金46円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年2月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	かん ばやし たい じ 上林 泰二 再任	取締役会長	88% (14回/16回)
2	あん どう まさ ゆき 安藤 昌幸 再任	代表取締役社長	100% (16回/16回)
3	ほん だ そう いち 本田 宗一 再任	取締役 執行役員 管理本部長	100% (16回/16回)
4	お がさ わら もと み 小笠原 元見 再任	取締役 執行役員 事業本部長兼関係会社担当	100% (16回/16回)
5	はま なか たか ゆき 濱中 孝之 再任	社外取締役 独立役員 取締役	100% (16回/16回)
6	かわ かみ なお たか 川上 尚貴 再任	社外取締役 独立役員 取締役	100% (13回/13回)

(注) 候補者川上尚貴氏は、2020年2月の当社取締役就任後、当期中に開催された取締役会への出席状況について記載しております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	専門性と経験						
		経営	営業	技術	海外	財務	法務	行政
1	上林 泰二	●	●	●				
2	安藤 昌幸	●	●	●				
3	本田 宗一		●	●	●	●		
4	小笠原 元見		●	●				
5	濱中 孝之						●	
6	川上 尚貴							●

**生年月日**

1951年2月22日生

所有する当社の株式の数

14,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 当社入社
1994年8月 当社東京開発部次長
2000年2月 当社取締役研究部長
2002年2月 当社取締役開発部長
2005年2月 当社取締役研究開発本部長兼開発部長
2006年2月 当社取締役研究開発本部長
2008年2月 当社常務取締役管理本部・機能材料本部・化成品本部管掌
2009年2月 当社常務取締役管理本部・機能化学品本部・化成品本部管掌
2010年12月 当社常務取締役社長室経営企画担当営業開発技術統括
2012年2月 当社常務取締役社長室経営企画担当営業技術統括
2012年12月 当社常務取締役営業本部長兼技術本部統括
2014年1月 光碩（上海）化工貿易有限公司董事長
2014年2月 当社常務取締役営業本部長
2014年12月 当社常務取締役事業本部長
2015年12月 当社常務取締役事業本部長兼管理本部管掌
2017年12月 当社代表取締役社長
2018年2月 神港有機化学工業株式会社取締役（現任）
2020年7月 当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

上林泰二氏は、2000年に当社取締役に就任し、研究部門、営業部門や経営企画部門での豊富な経験により当社事業の推進役として優れた経営執行能力を有しております。引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社
2013年 2 月	当社技術本部研究所長
2014年 2 月	当社取締役技術本部長
2016年 2 月	当社取締役技術本部長兼先進技術研究所長
2017年12月	当社常務取締役技術本部長
2018年 2 月	当社常務取締役執行役員技術本部長
2018年12月	当社常務取締役 執行役員経営企画本部長兼技術本部・事業開発室管掌
2019年12月	当社取締役（技術本部・事業開発室管掌） 専務執行役員経営企画本部長
2020年 7 月	当社代表取締役社長（現任）

生年月日

1962年 6 月27日生

所有する当社の株式の数

10,300株

取締役候補者とした理由

安藤昌幸氏は、2014年に当社取締役に就任し、これまで営業部門および研究部門での経験を活かし新規事業展開の強化を図ってまいりました。これらの経験および実績を活かし、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社
2015年12月 当社管理本部長
2016年 2 月 当社取締役管理本部長
2016年 4 月 当社取締役管理本部長兼人事担当部長
2017年12月 当社取締役管理本部長
2018年 2 月 当社取締役執行役員管理本部長（現任）

生年月日

1966年7月12日生

所有する当社の株式の数

9,661株

取締役候補者とした理由

本田宗一氏は、2016年に当社取締役に就任し、当社における豊富な経験を活かし管理部門の強化を図ってまいりました。これらの経験および実績を活かし、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2017年12月 当社理事役事業本部長兼化学品部長
2018年1月 光碩（上海）化工貿易有限公司董司長（現任）
2018年2月 当社取締役執行役員事業本部長兼化学品部長兼関係会社担当
2018年12月 当社取締役執行役員事業本部長兼関係会社担当（現任）

生年月日

1964年2月8日生

所有する当社の株式の数

7,500株

取締役候補者とした理由

小笠原元見氏は、2018年に当社取締役に就任し、これまでの営業部門における豊富な経験を活かし、営業部門の強化を図ってまいりました。これらの経験および実績を活かし、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としたしました。

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1998年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会）、昭和法律事務所（現はばたき綜合法律事務所）入所
- 2005年 7月 ベルギー王立ルーヴァン・カトリック大学院法学部EU Law LL.M.取得
- 2005年 7月 リンクレーターズ・ブリュッセルオフィスEU 競争法部勤務
- 2007年12月 はばたき綜合法律事務所パートナー（現任）
- 2016年 2月 当社取締役（現任）

生年月日

1970年6月9日生

所有する当社の株式の数

一株

社外取締役候補者とした理由

濱中孝之氏は、弁護士として豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・中立的な立場から、当社の経営に対する有用な意見を期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

独立役員の届け出について

当社は濱中孝之氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役に就任してからの年数

濱中孝之氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

責任限定契約について

当社は濱中孝之氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	大蔵省（現 財務省）入省
2004年 7月	金融庁総務企画局
2009年 7月	環境省総合環境政策局
2011年 7月	広島国税局長
2012年 7月	株式会社企業再生支援機構（現 株式会社地域経済活性化支援機構）専務執行役員
2014年 7月	関東信越国税局長
2015年 7月	内閣府 地方創生推進事務局次長兼内閣審議官
2017年 7月	内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補兼内閣審議官
2018年 8月	国税庁税務大学校長
2019年12月	東日本旅客鉄道株式会社 顧問（現任）
2020年 2月	当社取締役（現任）

生年月日

1961年 1月17日生

所有する当社の株式の数

一株

社外取締役候補者とした理由

川上尚貴氏は、財務省や金融庁などにおける業務経験に基づく豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・中立的な立場から、当社の経営に対する有用な意見等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立役員の届け出について

当社は川上尚貴氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役に就任してからの年数

川上尚貴氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

責任限定契約について

当社は川上尚貴氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役永柳宗美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なが やなぎ そう び
永柳 宗美

再任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社入社
2012年 2 月 当社内部監査室長
2017年 2 月 当社常勤監査役（現任）

生年月日

1963年 1 月 1 日生

所有する当社の株式の数

一株

監査役候補者とした理由

永柳宗美氏は、内部監査室長および常勤監査役として豊富な経験を通じて優れた監査能力を有しております。これらの経験および実績を活かすことを期待し、監査役候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果




当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、大幅なマイナス成長となりました。緊急事態宣言の解除以降は、経済活動は段階的に再開されつつあるものの、依然として感染は拡大を続けており、先行きは不透明な状況で推移しております。

また、化学工業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自動車関連用途や化粧品などの幅広い分野において需要の減少が見られております。

このような状況の下で当社グループは、2020年11月期より、長期経営計画「Next Stage 10」の後半となる、第2次5ヶ年中期経営計画をスタートさせ、その目標達成に向けて、各種施策に取り組んでおります。化成品事業におきましては、選択と集中による製品の新陳代謝を図り、採算性の向上に努めるとともに、グローバルに市場が拡大するUVインクジェットプリンター向け特殊インク用原料の拡販に注力いたしました。電子材料事業におきましては、次世代半導体材料開発の強化によるトップシェアの確保および新規ディスプレイ材料の拡販に努めてまいりました。機能化学品事業におきましては、機能性ポリマーの開発を促進するとともに、化粧品原料や高純度特殊溶剤の拡販に取り組んでまいりました。

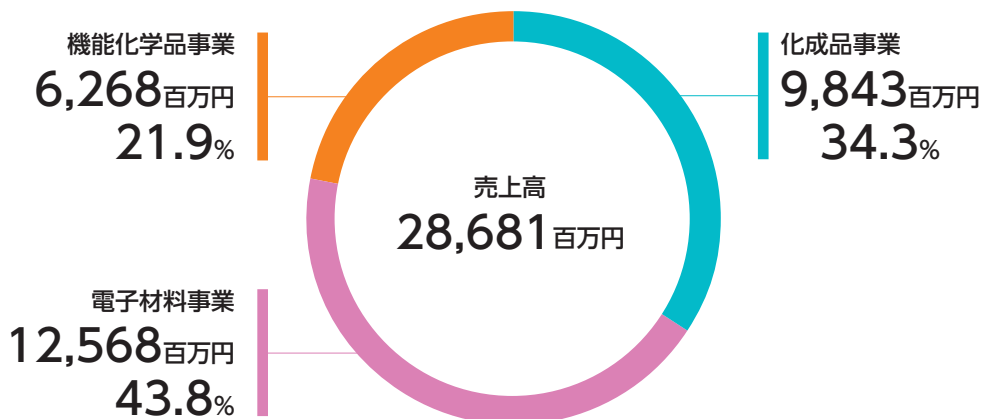
この結果、当連結会計年度の売上高は286億8千1百万円（対前年同期比0.1%増）、営業利益は44億4千2百万円（対前年同期比21.3%増）、経常利益は46億1千2百万円（対前年同期比20.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億1千3百万円（対前年同期比9.2%増）となりました。

連結業績ハイライト

売上高	286億8千1百万円 対前年同期比 0.1%増 	営業利益	44億4千2百万円 対前年同期比 21.3%増 
経常利益	46億1千2百万円 対前年同期比 20.3%増 	親会社株主に帰属する当期純利益	33億1千3百万円 対前年同期比 9.2%増 

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。(セグメント間取引を含んでおりません。)

ご参考



化成品事業

売上高

98億4千3百万円 対前年同期比 15.4%減

セグメント利益

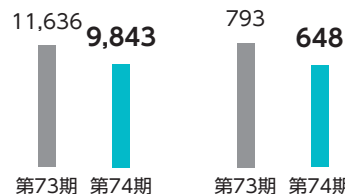
6億4千8百万円 対前年同期比 18.3%減

売上高

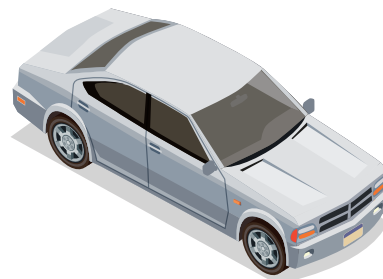
セグメント利益

(百万円)

(百万円)




化成品事業におきましては、アクリル酸エステルグループは、新型コロナウイルス感染症の影響による自動車産業の生産減少に伴う自動車塗料用や展示会の中止に伴う印刷インキ用の販売が低調に推移し、売上高は減少いたしました。メタクリル酸エステルグループは、アクリル酸エステルグループと同様の理由から販売が低調に推移し、売上高は減少いたしました。また、売上高の減少により、セグメント利益は減少いたしました。この結果、売上高は98億4千3百万円（対前年同期比15.4%減）、セグメント利益は6億4千8百万円（対前年同期比18.3%減）となりました。




電子材料事業

売上高

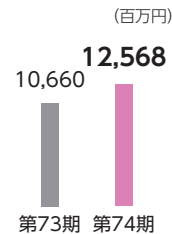
125億6千8百万円 対前年同期比 17.9%増 

セグメント利益

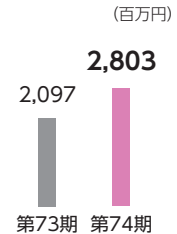
28億3百万円 対前年同期比 33.6%増 

電子材料事業におきましては、半導体材料グループは、半導体市場の伸びに伴い需要が好調に推移し、売上高は大幅に増加いたしました。表示材料グループは、リモートワークの普及によるノートPCの需要増などにより、売上高は増加いたしました。また、売上高の増加により、セグメント利益は大幅に増加いたしました。この結果、売上高は125億6千8百万円（対前年同期比17.9%増）、セグメント利益は28億3百万円（対前年同期比33.6%増）となりました。

売上高




セグメント利益




機能化学品事業

売上高

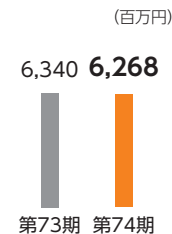
62億6千8百万円 対前年同期比 1.1%減 

セグメント利益

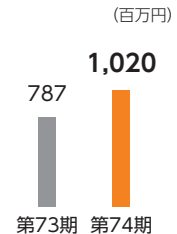
10億2千万円 対前年同期比 29.7%増 

機能化学品事業におきましては、化粧品原料グループは、在宅勤務の増加や外出機会の減少により、化粧品の販売が低調に推移し、売上高は減少いたしました。機能材料グループは、受託品の販売減により売上高は減少いたしました。しかしながら、利益率の高い製品比率の増加によりセグメント利益は増加いたしました。この結果、売上高は62億6千8百万円（対前年同期比1.1%減）、セグメント利益は10億2千万円（対前年同期比29.7%増）となりました。

売上高



セグメント利益



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、47億円となりました。その主なものといたしましては、金沢工場における製造プラント設備および大阪事業所における研究棟および厚生棟等であり、また、子会社におきましては、機能化学品事業の製造設備等であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度におきましては、設備投資資金等として長期借入を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

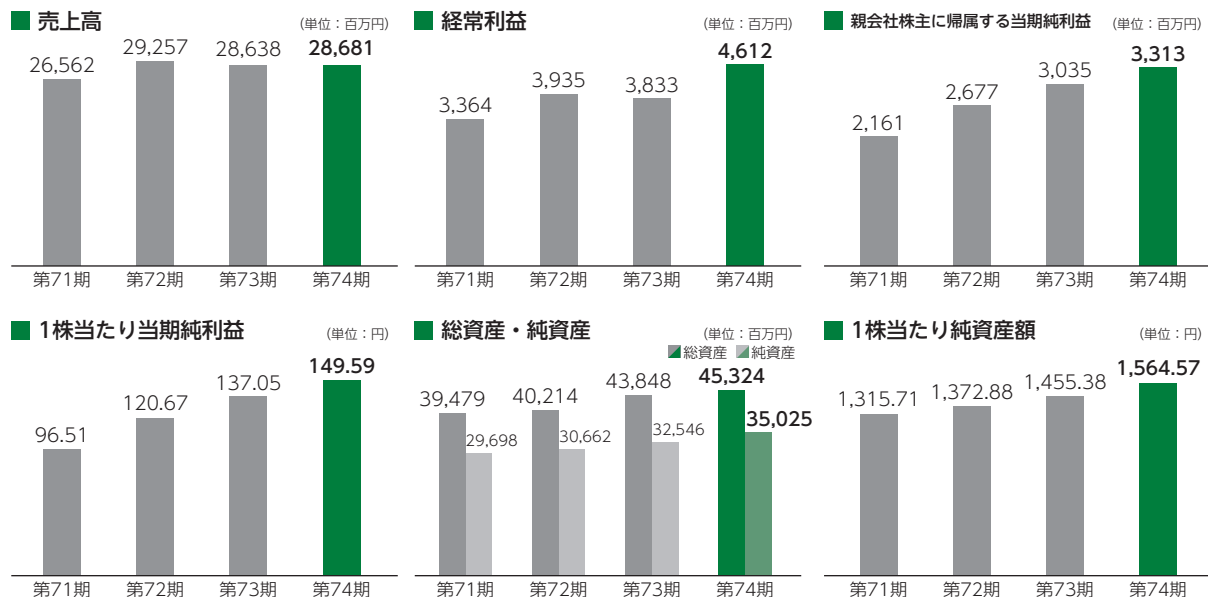
該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区分	期別	第71期 (2016.12.1~2017.11.30)	第72期 (2017.12.1~2018.11.30)	第73期 (2018.12.1~2019.11.30)	第74期(当連結会計年度) (2019.12.1~2020.11.30)
売上高		26,562,207千円	29,257,608千円	28,638,568千円	28,681,191千円
経常利益		3,364,682千円	3,935,217千円	3,833,743千円	4,612,524千円
親会社株主に帰属する当期純利益		2,161,848千円	2,677,755千円	3,035,231千円	3,313,545千円
1株当たり当期純利益		96.51円	120.67円	137.05円	149.59円
総資産額		39,479,423千円	40,214,916千円	43,848,116千円	45,324,390千円
純資産額		29,698,031千円	30,662,358千円	32,546,925千円	35,025,273千円
1株当たり純資産額		1,315.71円	1,372.88円	1,455.38円	1,564.57円

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数(自己株式数控除後)により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末保有自己株式数を控除した値によりそれぞれ算出し、小数第2位未満は四捨五入により表示しております。



(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社および関連会社の状況
1. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
神港有機化学工業株式会社	55,000千円	77.1%	酢酸エステルの製造販売
光碩（上海）化工貿易有限公司	210,000千円	100.0%	工業薬品の販売・貿易

2. 重要な関連会社の状況
該当事項はありません。

- ③ その他
該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による世界経済への影響が長期化する可能性があり、米中間の通商問題の懸念も継続するものとみられ、依然として先行きの不透明な状況が続くと予想されます。

このような情勢の下、当社グループといたしましては、2024年11月期までの第2次5ヶ年中期経営計画を基に、各事業におきましては次の課題に取り組んでまいります。

化成事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた自動車塗料用は、回復基調での推移が見込まれており、安定供給に注力いたします。また、引き続き不採算製品の整理を行い、採算性の向上に取り組んでまいります。

電子材料事業におきましては、主力である半導体用ArFレジスト原料の拡販に努めるとともに、次世代のEUVレジスト原料においても生産体制を整えて需要に対応してまいります。また、リモートワーク等の増加による、ディスプレイ関連材料の需要も堅調な推移が見込まれており、販売の拡大を進めてまいります。

機能化学品事業におきましては、三菱ケミカル株式会社より頭髮化粧品用アクリル樹脂の製造販売事業を2021年2月1日に譲受する契約を締結いたしました。これにより、海外における化粧品原料の販売強化に注力いたします。また、子会社の神港有機化学工業株式会社における電子材料用溶剤の需要増加に対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容

事業内容	
各種化学工業薬品の製造・販売	

(12) 主要な営業所および工場

名称		所在地
当 社	本 社	大 阪 市 中 央 区
	東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 中 央 区
	大 阪 事 業 所	大 阪 府 柏 原 市
	金 沢 工 場	石 川 県 白 山 市
	酒 田 工 場	山 形 県 飽 海 郡 遊 佐 町
	八 千 代 事 業 所	千 葉 県 八 千 代 市
子 会 社	神 港 有 機 化 学 工 業 株 式 会 社	神 戸 市 東 灘 区
	光 碩 (上 海) 化 工 貿 易 有 限 公 司	中 国 上 海 市

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	388名(+11名)	40.8歳	16.5年
女 性	47名(▲1名)	38.0歳	12.0年
合計または平均	435名(+10名)	40.5歳	16.0年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	349名(+11名)	40.3歳	16.6年
女 性	42名(▲1名)	37.7歳	12.2年
合計または平均	391名(+10名)	40.0歳	16.1年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,869,636千円
株式会社りそな銀行	374,990千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,000,000株
(2) 発行済株式の総数 22,410,038株
(自己株式数258,203株を含む。)
(3) 株主数 4,490名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	千株 2,425	% 10.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,777	8.02
Western Red Cedar 株式会社	1,110	5.01
三菱ケミカル株式会社	986	4.45
J S R 株式会社	700	3.16
安川 義孝	671	3.03
大阪有機化学従業員持株会	613	2.77
東亜合成株式会社	521	2.35
谷川由生子	428	1.93
株式会社日本触媒	417	1.88

(注) 持株比率は自己株式（258,203株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
上林 泰二	取締役会長	神港有機化学工業株式会社取締役
安藤 昌幸	※取締役社長	
本田 宗一	取締役 執行役員管理本部長	
小笠原 元見	取締役 執行役員事業本部長兼関係会社担当	光碩（上海）化工貿易有限公司董事長
濱中 孝之	社外取締役	弁護士 はばたき総合法律事務所 パートナー
川上 尚貴	社外取締役	東日本旅客鉄道株式会社 顧問
永柳 宗美	監査役（常勤）	
檜山 洋子	社外監査役	弁護士 株式会社アキラ 代表取締役 ヒヤマ・クボタ法律事務所 代表 株式会社グリーンズ 社外取締役 南海化学株式会社 社外取締役
吉田 恭子	社外監査役	公認会計士・税理士

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役 濱中孝之、川上尚貴、監査役 檜山洋子、吉田恭子の4氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 吉田恭子氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏名	地位および担当		
	変更前	変更後	異動年月日
上林 泰二	取締役社長 (代表取締役)	取締役会長	2020年7月1日
安藤 昌幸	取締役 (技術本部・事業開発室 管掌) 専務執行役員経営企画本 部長	取締役社長 (代表取締役)	2020年7月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

支給対象取締役 8人 140,004千円 (うち社外 3人 14,160千円)

支給対象監査役 3人 32,025千円 (うち社外 2人 13,380千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の第60期定時株主総会決議において年額3億6千万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。また、別枠で2018年2月27日開催の第71期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額1千万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年2月24日開催の第59期定時株主総会決議において年額4千万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、役員賞与44,640千円(支給対象取締役4名)を含んでおります。
 5. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した譲渡制限付株式報酬5,838千円(支給対象取締役5名)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

社外取締役 濱中 孝之

イ. 他の法人等の兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)および当社と当該他の法人等との関係

・ はばたき総合法律事務所 パートナー

なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の兼職状況(他の法人等の社外役員である場合)および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- 八. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会への出席状況は、16回中16回出席しております。
 - ・取締役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、弁護士として主に法務的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。
- 二. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外取締役 川上 尚貴

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・東日本旅客鉄道株式会社 顧問
- なお、当社と東日本旅客鉄道株式会社との間には特別な関係はありません。

- 八. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会への出席状況は、就任後に開催された13回中13回出席しております。
 - ・取締役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。
- 二. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外監査役 檜山 洋子

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・株式会社アキラ 代表取締役
 - ・ヒヤマ・クボタ法律事務所 代表
- なお、当社と株式会社アキラおよびヒヤマ・クボタ法律事務所との間には特別な関係はありません。

- ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・株式会社グリーンズ 社外取締役
 - ・南海化学株式会社 社外取締役
- なお、当社と株式会社グリーンズおよび南海化学株式会社との間には特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会への出席状況は、16回中16回出席しております。
 - ・監査役会への出席状況は、15回中15回出席しております。
 - ・取締役会および監査役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、弁護士として主に法務的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。
- 二. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と当該社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外監査役 吉田 恭子

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会への出席状況は、16回中16回出席しております。
 - ・監査役会への出席状況は、15回中15回出席しております。
 - ・取締役会および監査役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、公認会計士として主に会計的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。
- 二. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と当該社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額 29,200千円
- ② ①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 29,200千円
- ③ ②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 29,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬の見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、同意の判断を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、光碩（上海）化工貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続年数などを勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(6) 辞任した会計監査人の状況

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

① 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行は、取締役会における業務報告、情報交換などによる相互監視や、社外取締役の選任によりその適法性の確保を図る。

当社および子会社は、「経営理念」を頂点とした経営理念体系を明文化し、当社および子会社の役員、社員（使用人）が遵守すべき「行動指針」に基づいたコンプライアンス体制の整備および維持を図る。

また、社長直属の委員会として内部統制委員会を設置し、当社および子会社の内部統制システムの整備・維持・向上を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録等）については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存および管理を行う。

また、取締役の職務執行に係る情報については、当社および子会社の情報管理に関する情報セキュリティポリシーを「情報セキュリティ基本方針」以下の規程類として体系的に整備し、その適切な運用を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスクの発生を未然に防止するために、内部統制委員会で当社および子会社のリスク管理体制の構築を行うとともに、経営戦略を遂行する上での重点リスクを統合的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的リスク管理の推進を図る。また、万一、不測の事態が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき、毎月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

当社の経営戦略に関わる重要事項については事前に社長をはじめとする取締役ならびに執行役員によって構成される経営会議において討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」ならびに「稟議決裁規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定め、業務運営の効率化を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

前述のとおり、当社および子会社は、「経営理念」を頂点とした経営理念体系を明文化し、当社および子会社の役員、社員（使用人）が遵守すべき「行動指針」に基づいたコンプライアンス体制の整備および維持を図る。

総務部は、明文化した経営理念体系の配付、教育のほか、「会社規程等」の周知など、当社および子会社におけるコンプライアンスの徹底を図る。

内部監査室は、当社および子会社に対して、「内部監査規程」に基づき、法令および社内規程の遵守状況ならびに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を社長および内部統制委員会に報告する。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について当社および子会社が利用可能な「内部通報規程」を制定し、その運用を行う。

⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、「行動指針」を共有し、企業集団全体のコンプライアンス体制およびリスク管理体制の構築に努めるとともに、「行動指針」を基礎とした諸規程を定め、自立的に業務の適正を確保するための体制を整備する。各子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行状況・財務状況を定期的に当社に報告するとともに、経営の重要な事項については、当社への事前協議等を行うものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助するための担当者を配置し、監査役の指示による調査の権限を認めるものとする。当該担当者の人事考課は監査役が行い、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を要するものとする。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会ならびに経営会議において、取締役および社員（使用人）は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。

1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

2. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題
上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および社員（使用人）に対して報告を求めることができるものとする。監査役は、取締役および社員（使用人）より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。また、前述した社内通報に関する「内部通報規程」を適切に運用することにより、当社および子会社の法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役が、会議の議事録、各種報告書等の会社の重要情報について閲覧できる体制を整える。
 2. 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。
 3. 各部門長および担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体制を整える。
 4. 社長は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
 5. 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制報告制度の円滑かつ効果的な運営を行うために「内部統制規程」を定め、その有効性を継続的に評価するために必要な業務体制を整える。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制
- 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「行動指針」や「コンプライアンスマニュアル」による社内周知を図る。また、総務部を中心に、反社会的勢力に関する情報の収集や警察をはじめとする外部専門機関との連携を図ることで、不測の事態に対処する体制を整える。

7 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社および子会社からなる企業集団が整備している内部統制システムにおける当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

経営理念を刷新するとともに新たに行動指針を定めました。また、当社および子会社の全社員に対し、この新理念体系を周知徹底し、コンプライアンスの重要性について意識を高めるために、携帯用の理念体系カードを配付したほか、コンプライアンス研修などの教育を実施しました。

(2) リスクマネジメント

当社および子会社の事業リスクについて、新設されたリスク・コンプライアンス委員会にて重点施策の審議を行い、実施を推進するとともに活動のレビューを行っております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、感染症予防対策チームを結成し、在宅勤務の実施等、感染拡大防止および従業員の安全確保のための措置を講じました。

(3) 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は、計16回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。

(4) 監査役の職務の執行

監査役は当事業年度において監査役会を15回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会および経営会議等重要な会議への出席や、取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

(5) 内部監査

内部監査室は、監査計画に基づき、次に掲げる内部監査を実施し、社長および内部統制委員会に報告を行っております。

- イ、当社および子会社における業務の適正性、法令遵守状況に関する業務監査
- ロ、財務報告に係る内部統制の評価

(6) 反社会的勢力排除

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年1月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等は次の通りであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 当社の企業価値の源泉

当社は、1946年12月の設立以来「従業員の愛情と和と勤勉を大切にし、常に新しい技術の研鑽に努めることにより社会と産業界の進歩、発展に貢献する」ことを基本理念として、アクリル酸の国内における製造・販売の企業化に初めて成功し、その製造技術を基に特殊アクリル酸エステル製品の製造・販売を行っています。当社は、その独自の技術力を活かし、有機工業薬品として幅広い分野へ中間体原料を提供しております。

当社の企業価値の源泉は、高度の研究開発力を活かした高付加価値製品拡大を可能とするフレキシブルな工場稼働体制・供給体制及び営業・研究開発の連動による少量・多品種の生産体制を活かした、多様なお客様の幅広いご要望に対するスピーディーな対応力にあると考えています。さらに、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたり良好な関係の維持・発展に努め、企業価値の源泉となる信頼関係を築き上げてまいりました。これらの企業価値の源泉を基に、上記①記載の基本方針に示したとおり、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目指しております。

イ 企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組み

当社は、アクリル酸エステル製品の製造・販売を軸に事業展開をしてまいりました。具体的には、塗料・粘接着剤・印刷インキ・合成樹脂等の原料としてのアクリル酸エステル製品を安定収益基盤とする一方、このアクリル酸エステル製品を発展的に応用展開した表示材料や半導体材料を中心とする電子材料分野を利益成長事業として強化しております。

当社は、これらの事業を基に、企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を実現するための経営戦略として、2015年11月期を起点とする長期経営計画「Next Stage 10」を策定いたしました。この計画に沿い研究開発・市場開発・生産体制及び経営基盤の強化を行うことにより計画達成を目指すものであります。

2020年11月期から始まる第2次5ヶ年中期経営計画では、2024年11月期の売上高370億円以上、営業利益50億円以上、営業利益率13.5%以上、ROE10%以上を目標に掲げ、当社グループ一丸となって持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

さらに、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を目指し、当社は、コーポレートガバナンスの充実が重要課題であると認識しております。

当社グループにおけるコーポレートガバナンスは公正な企業活動を期すとともに、経営の透明性を高め経営システムの効率性とスピードの向上を目的とし、かつ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための仕組みと捉えており、社内外とのゴーイング・コンサーン（事業活動の継続）の共通認識を醸成しながらコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題とし、その向上と改善に取り組んでおります。具体的には、取締役会の透明性を高め、監督機能を強化するため、独立社外取締役を2名選任しております。更に、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成する選任指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指し、財務体質の健全性、資本効率及び株主還元の最適なバランスを図ることを資本政策の基本方針としており、株主還元につきましては、配当性向30%を目安とし、健全な財務内容を維持しつつ、安定的かつ継続的な配当に努め、また、総還元性向50%を目標とし、自己株式の取得を含めた株主還元の充実に努めてまいります。

これらの取組みは、上記①記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式等の大量買付行為を行おうとする者に対し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努め、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2008年2月22日開催の当社第61期定時株主総会の決議により「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入し、継続してまいりました。しかし、2020年1月24日開催の当社取締役会において、本プランを継続しないことを決議したため、本プランは2020年2月27日開催の当社第73期定時株主総会終結の時をもって、有効期限満了により終了しております。

- ④ 上記②及び③の取組みに対する取締役の判断及びその理由

当社取締役会は、上記②及び③の取組みについて、合理的かつ妥当な内容であり、上記①の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,134,405	流動負債	7,553,664
現金及び預金	7,521,760	支払手形及び買掛金	3,201,121
受取手形及び売掛金	7,699,661	1年内返済予定長期借入金	968,666
電子記録債権	465,049	未払金	1,913,480
有価証券	200,250	未払法人税等	715,869
製品	3,688,947	賞与引当金	43,000
仕掛品	2,013,799	役員賞与引当金	64,080
原材料及び貯蔵品	1,476,641	その他	647,446
その他	80,681	固定負債	2,745,452
貸倒引当金	△12,387	長期借入金	2,029,377
固定資産	22,189,985	繰延税金負債	555,388
有形固定資産	16,299,321	その他	160,686
建物及び構築物	7,750,118	負債合計	10,299,117
機械装置及び運搬具	5,051,227	(純資産の部)	
土地	2,225,335	株主資本	32,742,680
建設仮勘定	564,575	資本金	3,600,295
その他	708,065	資本剰余金	3,508,891
無形固定資産	70,728	利益剰余金	26,068,688
投資その他の資産	5,819,935	自己株式	△435,195
投資有価証券	5,458,084	その他の包括利益累計額	1,915,333
退職給付に係る資産	83,972	その他有価証券評価差額金	2,168,185
繰延税金資産	34,184	為替換算調整勘定	△15,242
その他	243,694	退職給付に係る調整累計額	△237,610
資産合計	45,324,390	非支配株主持分	367,259
		純資産合計	35,025,273
		負債及び純資産合計	45,324,390

連結損益計算書

(2019年12月1日から
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		28,681,191
売上原価		20,271,218
売上総利益		8,409,973
販売費及び一般管理費		3,967,619
営業利益		4,442,353
営業外収益		
受取利息及び配当金	146,067	
その他の	78,777	224,845
営業外費用		
支払利息	9,109	
為替差損	20,764	
寄付金	16,000	
損害賠償金	8,800	54,674
経常利益		4,612,524
特別利益		
投資有価証券売却益	101,100	101,100
特別損失		
固定資産除却損	113,157	
ゴルフ会員権評価損	2,500	
減損損失	7,776	123,434
税金等調整前当期純利益		4,590,191
法人税、住民税及び事業税	1,202,845	
法人税等調整額	13,616	1,216,461
当期純利益		3,373,729
非支配株主に帰属する当期純利益		60,184
親会社株主に帰属する当期純利益		3,313,545

連結株主資本等変動計算書

(2019年12月1日から
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,600,295	3,508,891	23,752,015	△441,707	30,419,495
当期変動額					
剰余金の配当			△996,749		△996,749
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,313,545		3,313,545
自己株式の取得				△295	△295
自己株式の処分			△123	6,808	6,684
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,316,672	6,512	2,323,185
当期末残高	3,600,295	3,508,891	26,068,688	△435,195	32,742,680

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,055,556	△20,782	△220,546	1,814,227	313,202	32,546,925
当期変動額						
剰余金の配当						△996,749
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,313,545
自己株式の取得						△295
自己株式の処分						6,684
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	112,629	5,540	△17,063	101,105	54,056	155,162
当期変動額合計	112,629	5,540	△17,063	101,105	54,056	2,478,348
当期末残高	2,168,185	△15,242	△237,610	1,915,333	367,259	35,025,273

貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,312,179	流動負債	6,673,959
現金及び預金	6,782,763	買掛金	2,769,825
受取手形	69,359	1年内返済予定長期借入金	843,616
電子記録債権	465,049	未払金	1,792,517
有価証券	200,250	未払費用	163,851
売掛金	6,893,223	未払法人税等	626,000
製品	3,588,825	預り金	169,370
仕掛品	1,701,691	賞与引当金	38,900
原材料及び貯蔵品	1,519,947	役員賞与引当金	44,640
その他の他金	98,542	その他の他	225,238
貸倒引当金	△7,472		
固定資産	21,576,866	固定負債	2,479,971
有形固定資産	14,929,946	長期借入金	1,678,473
構築物	6,143,989	繰延税金負債	655,949
機械装置	1,019,522	資産除去債務	61,433
車両運搬具	4,768,839	その他の他	84,115
工具器具備品	51,774		
土地	662,515	負債合計	9,153,930
リース資産	2,107,252		
建設仮勘定	36,684	(純資産の部)	
	139,370	株主資本	31,577,071
無形固定資産	70,274	資本金	3,600,295
特許権	3,408	資本剰余金	3,477,468
ソフトウェア	66,866	資本準備金	3,477,468
投資その他の資産	6,576,646	利益剰余金	24,934,502
投資有価証券	5,417,757	利益準備金	505,995
関係会社株式	430,282	その他利益剰余金	24,428,506
長期貸付金	120,000	別途積立金	7,610,000
長期前払費用	10,740	繰越利益剰余金	16,818,506
前払年金費用	393,712	自己株式	△435,195
その他の他金	204,273	評価・換算差額等	2,158,044
貸倒引当金	△120	その他有価証券評価差額金	2,158,044
資産合計	42,889,046	純資産合計	33,735,115
		負債及び純資産合計	42,889,046

損益計算書

(2019年12月1日から
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,991,688
売 上 原 価		16,527,829
売 上 総 利 益		7,463,858
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,537,371
営 業 利 益		3,926,487
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	155,640	
有 価 証 券 利 息	560	
そ の 他	70,104	226,304
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,559	
為 替 差 損	4,613	
寄 付 金	14,000	
損 害 賠 償 金	8,800	34,972
経 常 利 益		4,117,819
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	101,100	101,100
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	111,128	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2,500	
減 損 損 失	7,776	121,405
税 引 前 当 期 純 利 益		4,097,515
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,026,506	
法 人 税 等 調 整 額	19,663	1,046,170
当 期 純 利 益		3,051,345

株主資本等変動計算書

(2019年12月1日から
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	3,600,295	3,477,468	3,477,468	505,995	7,610,000	14,764,033	22,880,029
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△996,749	△996,749
当期純利益						3,051,345	3,051,345
自己株式の取得							
自己株式の処分						△123	△123
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,054,472	2,054,472
当期末残高	3,600,295	3,477,468	3,477,468	505,995	7,610,000	16,818,506	24,934,502

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△441,707	29,516,086	2,040,692	2,040,692	31,556,778
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△996,749			△996,749
当期純利益		3,051,345			3,051,345
自己株式の取得	△295	△295			△295
自己株式の処分	6,808	6,684			6,684
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			117,351	117,351	117,351
事業年度中の変動額合計	6,512	2,060,985	117,351	117,351	2,178,336
当期末残高	△435,195	31,577,071	2,158,044	2,158,044	33,735,115

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年1月14日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合 弘 泰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育 利 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年1月14日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川合弘泰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千崎育利 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月18日

大阪有機化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	永	柳	宗	美	㊟
社外監査役	檜	山	洋	子	㊟
社外監査役	吉	田	恭	子	㊟

以 上

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、郵送又はインターネットによる事前の議決権行使にご協力ください。
- ・会場内の座席の間隔を広げているため座席数が例年より大幅に減っております。ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合もございます。
- ・ご来場の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。

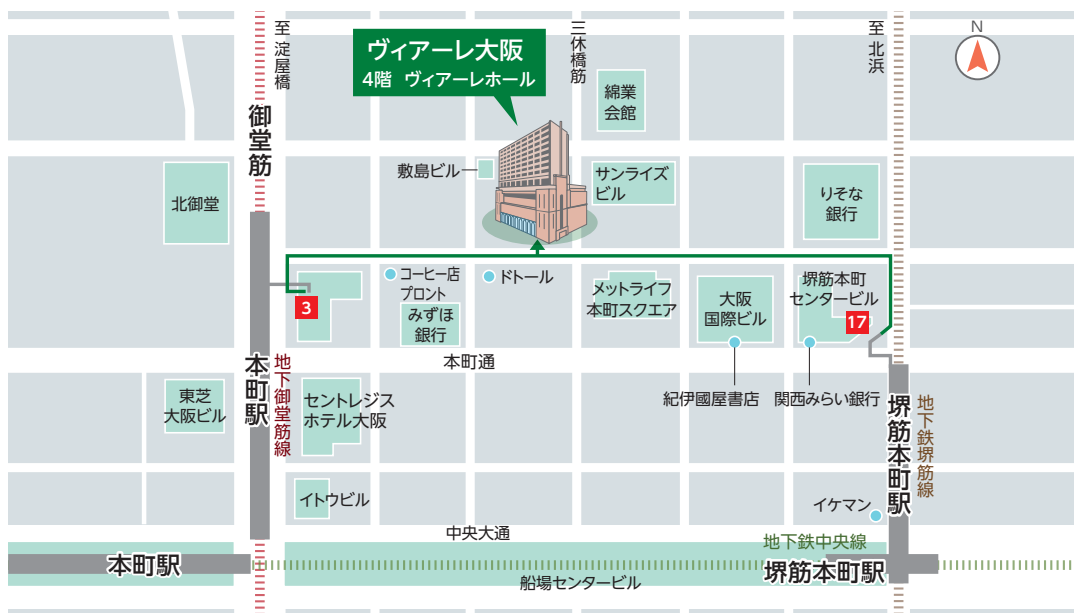
ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

株主総会会場 ご案内図

会場

大阪市中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール



- 地下鉄御堂筋線 本町駅 **3**番出口 東へ徒歩 **3**分
- 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅 **17**番出口 西へ徒歩 **5**分

お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い
いたします。



大阪有機化学工業株式会社
OSAKA ORGANIC CHEMICAL INDUSTRY LTD.



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。